

株式会社松久総合行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年 2月1日～2024年 1月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：所定外労働を削減するための措置。

<対策>

- 2021年 2月～ 所定外労働時間の原因と問題点を検討する
- 2021年 2月～ 長時間労働者の実態調査の継続
- 2021年 2月～ 36協定に定める所定労働時間の遵守
- 2021年 4月～ 安全衛生委員会での検討開始

目標2：全社員 年次有給休暇を7日以上の取得。

<対策>

- 2021年 4月～ 計画的な取得に向けた有休奨励日の推奨
- 2021年 9月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2021年 10月～ 安全衛生委員会での検討開始